

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、本市における太陽光発電設備の適正な設置及び管理について事業者、土地所有者及び市の責務を明らかにするとともに、太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の維持、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全その他の地域環境との調和を図り、もって豊かな田園都市の実現を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）を行う事業のうち、本市の区域内に定格出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備の設置を行うものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置を行う事業を除く。
- (3) 太陽光発電事業 太陽光発電設備により発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電設備設置事業を自ら行う者又は発注する者をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 隣接住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域において居住し、土地若しくは家屋を所有し、又は農林水産業を営む者、生活環境等の保全上の利害関係を有する者及び事業区域に係る自治会の代表者をいう。

(太陽光発電設備に関する紛争との関係)

**第3条** この条例の規定は、太陽光発電設備に関する紛争について、当該紛争の当事者間において解決を図ることを妨げない。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、市の施策に協力するとともに、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、良好な景観の維持、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全その他の地域環境との調和を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、隣接住民等に事業の実施について理解を求め、地域との調和を保つよう努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止したときは、速やかに原状回復の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施するときは、計画的に資金を積み立てることその他

の方法により、次の各号に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備の維持管理に要する費用
- (2) 太陽光発電設備を撤去するために必要な費用その他の太陽光発電設備設置事業の廃止に要する費用

(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者、占有者及び管理者は、災害の発生を助長し、又は豊かな自然環境若しくは市民の生活環境を損なうおそれがある事業者に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用について必要な措置を講ずるものとする。

(適用範囲)

第7条 太陽光発電設備の設置を行おうとしている土地、現に行っている土地又は既に行った土地が近接して、これらの土地が一連の区域を構成することとなる場合において、それぞれの土地に係る事業の事業者の代表者又は役員が同一又は親族である等それぞれの事業に関係があると認められるときは、それらの事業を一の事業とみなして、この条例の規定を適用する。

(禁止区域)

第8条 市長は、次に掲げる区域を、市民の生命及び財産の保護、景観の維持並びに自然環境及び生活環境の保全のために太陽光発電設備設置事業を禁止すべき区域（以下「禁止区域」という。）として指定するものとする。ただし、国又は地方公共団体が太陽光発電設備設置事業を実施する場合は、この限りでない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物の敷地
- (3) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物及び同条第2項の規定により指定された特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の存する区域
- (4) 文化財保護法第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区及び同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画において定められた同条第2項第1号の森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イに掲げる農地（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。）
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、同法第20条第1項の規定により指定された特別地域（同法第36条第1項の規定により指定された集団施設地区を除く。）
- (8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべ

り防止区域

- (9) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第56条第1項の規定により指定された河川予定地
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (12) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により長野県宝に指定された建造物の敷地
- (13) 文化財保護条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物の存する区域
- (14) 塩尻市文化財保護条例（平成17年塩尻市条例第36号）第4条第1項の規定により塩尻市指定有形文化財に指定された建造物の敷地
- (15) 塩尻市文化財保護条例第34条第1項の規定により指定された塩尻市指定史跡、塩尻市指定名勝又は塩尻市指定天然記念物の存する区域  
（抑制区域）

**第9条** 市長は、次に掲げる区域を、市民の生命及び財産の保護、景観の維持並びに自然環境及び生活環境の保全のために太陽光発電設備設置事業を抑制すべき区域（以下「抑制区域」という。）として指定し、事業者に対し抑制区域を事業区域に含めないよう求めるものとする。

- (1) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域
- (2) 農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。）
- (3) 自然公園法第33条第1項の普通地域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- (6) 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第3条第1項の規定により指定された長野県立自然公園
- (7) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域及び同条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域
- (8) 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項の規定により指定された水道水源保全地区

- (9) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により指定された水資源保全地域
- (10) 前条第2号から第4号まで及び第12号から第15号までに掲げる区域の敷地の境界から30メートル以内の区域  
（事前協議）

**第10条** 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、当該太陽光発電設備設置事業に係る事業計画について市長と協議しなければならない。

2 事業者は、事業の計画に当たっては、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行わなければならない。

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 抑制区域を事業区域に含めないこと。
- (3) 環境省、資源エネルギー庁、長野県等が策定するガイドライン等に従って適切に太陽光発電設備設置事業を行うこと。
- (4) 雨水等による土砂流出等が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- (5) 雑草等が繁茂しないよう事業区域内を適切に管理すること。
- (6) 木竹を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。
- (7) 設置場所の気象条件等を勘案した設計とすること。
- (8) 景観に配慮すること。
- (9) 生活環境に配慮すること。
- (10) 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
- (11) 太陽光発電設備設置事業を廃止したときは、速やかに太陽光発電設備を撤去すること。

3 市長は、第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）の申出があった場合は、関係機関と協議し、審査を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による審査が終了したときは、事業者はその旨を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による通知に太陽光発電設備設置事業に係る意見を付するものとする。

6 事業者は、事前協議の内容を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

7 事業者は、事前協議の中止又は取下げをしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（隣接住民等への説明）

**第11条** 事業者は、前条第4項の規定による通知を受けたときは、隣接住民等に対して次に掲げる事項に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 事業計画の内容

- (2) 防災、雨水処理並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に関する事項
- (3) 工事に伴う騒音、振動及び雨水への対策に関する事項
- (4) 太陽光発電設備の保守及び維持管理に関する事項
- (5) 災害その他の非常事態への対応に関する事項
- (6) 前条第5項の意見への対応
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の説明会を開催することが困難であると市長が認めるときは、事業者は、当該説明会を開催しないことができる。この場合において、事業者は、規則で定める方法により、隣接住民等に同項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定による説明に当たっては、隣接住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

4 事業者は、隣接住民等に対して第1項又は第2項の規定による説明をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(事前協議の内容等に対する意見)

**第12条** 第10条第4項の規定により公表した協議の内容及び前条第1項の規定により説明を受けた内容について意見を有する者は、同項の説明会の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業者に対し、意見書を提出することができる。

2 事業者は、前項の規定により提出された意見書に係る意見に対し、誠実に回答しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による回答の内容（意見がなかった場合は、その旨。以下この項において同じ。）を記載した書面を市長に送付するとともに、回答の内容を、規則で定める方法により、隣接住民等に周知しなければならない。

4 市長は、前項の書面の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(設置の届出)

**第13条** 事業者は、前条第3項の書面を市長に送付した後に、規則で定めるところにより、太陽光発電設備の設置を市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の規定による届出があったときは規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(隣接住民等と事業者で締結する協定)

**第14条** 隣接住民等は、第11条の規定により説明を受けた場合において、事業者に対し、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 事業者は、前項の規定による求めがあったときは、協定を締結しなければならない。ただし、当該求めに正当な理由がないと認められるときは、この限りでない。

(市長と事業者で締結する協定)

**第15条** 事業者は、前5条に規定する手続その他太陽光発電設備設置事業の実施に関し必要な手

続を終了したときは、市長と、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定を締結しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、譲渡又は貸付けをする者に対し、前項の協定の効力を承継させなければならない。

(着手の届出)

**第16条** 事業者は、前条の協定を締結した場合において、太陽光発電設備設置事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、当該太陽光発電設備設置事業に着手する日の5日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

**第17条** 事業者は、太陽光発電事業を行っている間、当該事業の事業区域において公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

(変更等の届出)

**第18条** 事業者は、第16条の規定による届出に係る太陽光発電設備設置事業の内容を変更(規則で定める軽微な変更を除く。)し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、太陽光発電設備の定格出力の増加を伴う変更については、第10条から第16条までの規定を準用する。

(完了報告)

**第19条** 事業者は、第16条の規定による届出に係る太陽光発電設備設置事業が完了したときは、当該太陽光発電設備設置事業が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(定期報告)

**第20条** 事業者は、太陽光発電設備設置事業が完了した後は、毎年度、規則で定める日までに、次に掲げる事項について、市長に報告しなければならない。

- (1) 太陽光発電事業に係る太陽光発電設備の前年度の維持管理の状況
- (2) 第4条第4項第2号の費用の確保の状況

2 前項の規定による報告は、太陽光発電設備の撤去が完了するまで行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(災害等発生時の対応)

**第21条** 事業者は、太陽光発電設備に土砂災害その他の災害又は事故(以下「災害等」という。)による被害又は異常が発生したことにより隣接住民等に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに市長及び隣接住民等に周知するとともに、被害の拡大を防止するための措置を講じなければならない。

2 事業者は、災害等により太陽光発電設備が破損し、又は太陽光発電設備の周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(太陽光発電事業の廃止及び太陽光発電設備の撤去の届出)

第22条 事業者は、太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電設備を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(太陽光発電事業の承継の届出)

第23条 事業者から譲渡、相続、合併その他の理由によりその地位を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(報告及び調査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第25条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第26条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第10条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をしたとき。
- (2) 第11条(第18条の規定により準用する場合を含む。)の規定による説明をしないとき。
- (3) 正当な理由がなく第14条第2項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の規定による協定の締結をしないとき。
- (4) 第15条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の規定による協定の締結をしないとき。
- (5) 第16条(第18条の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は届出の内容に適合しない太陽光発電設備設置事業を実施したとき。
- (6) 第20条第1項の規定による定期報告をせず、又は定期報告の内容について虚偽の報告をしたとき。
- (7) 第24条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは

資料の提出をし、同項の規定による事業区域への立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) 前条の助言又は指導に正当な理由なく従わないとき。

2 事業者は、前項の規定による勧告を受けた場合は、当該勧告に基づき講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

(命令)

第27条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じないときは、当該者に対し当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第28条 市長は、前条の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく第26条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表される事業者に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、その理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第29条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表に係る内容を国又は県に報告することができる。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に第8条第1項（第13条の規定により準用する場合を含む。）の規定により事前協議を行うべき事由が生じた場合における太陽光発電設備設置事業について適用する。

附 則（令和7年3月19日塩尻市条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第10条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定により事前協議を行うべき事由が生じた場合における太陽

光発電設備設置事業について適用し、同日前にこの条例による改正前の第8条第1項（第13条の規定により準用する場合を含む。）の規定により事前協議を行った太陽光発電設備設置事業については、なお従前の例による。